

財務省 大臣官房審議官(主税局担当) 岩佐 理 氏

税制の当面の諸課題 (要約)

※本講演の税制や法律、制度、肩書等は講演当時の内容に基づいています。

■とき…令和7年10月17日(金)

はじめに

お話しします。

本日はTKCタックスフォーラムにお招きいただき誠にありがとうございます。本日のテーマである「税制の当面の諸課題」について、次の4つの柱に沿って

1. 総論 税財政の状況と令和7年度税制改正の概要
2. 基礎控除等の引上げ
3. 暫定税率
4. 消費税の議論



◎岩佐 理(いわさ・おさむ)
平成6年4月大蔵省(現財務省)入省、大臣官房文書課長、関東信越国税局長を歴任。令和7年7月から大臣官房審議官(主税局担当)。

※肩書は講演当時のものです。

1. 総論 税財政の状況と 令和7年度税制改正の概要

一般会計税収の推移

総論として、税財政の状況と令和7年度税制改正の概要についてご説明します。まず、一般会計の税収の推移を見ます。日本の税収は、バブル期に順調に伸びていました。

その後、バブルがはじけたことで、日本経済は長らく停滞しました。平成9年、10年には、金融機関の倒産が相次いで起き、金融危機に陥りました。また、平成20年にはリーマンショックの影響で税収が落ちましたが、その後の税収は、好調な状況が続いています。令和7年度当初予算の見込みは約78兆円になっています。次は税目別の税収に着目したいと思います。

ます。まず、法人税は順調に伸びています。消費税は、景気に左右されない安定した税収を見込め、順調に伸びている状況です。所得税は、実質賃金は中々上がらないものの、給与収入が上がってきていることや、金融市場が好調であることから、足元は堅調です。

今後、補正予算や経済対策を検討する際には、税収の増加見込みを算出する必要がありますが、これには相当慎重な議論が求められます。

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

続いて、一般会計税収、歳出総額と公債発行額の推移について見ていきます【資料1】。折れ線グラフは上から順に一般会計歳出と一般会計税収、棒グラフは建設公債発行額と特例公債発行額を示しています。建設公債は公共事業の財源になっています。

財政法上、特例公債は特別に法律を通さないと発行できない枠組みになっています。かつては、特例公債法を1年限りの措置として、毎年、国会で通していたのですが、今は令和3年度から

5年間期限を延長されています。

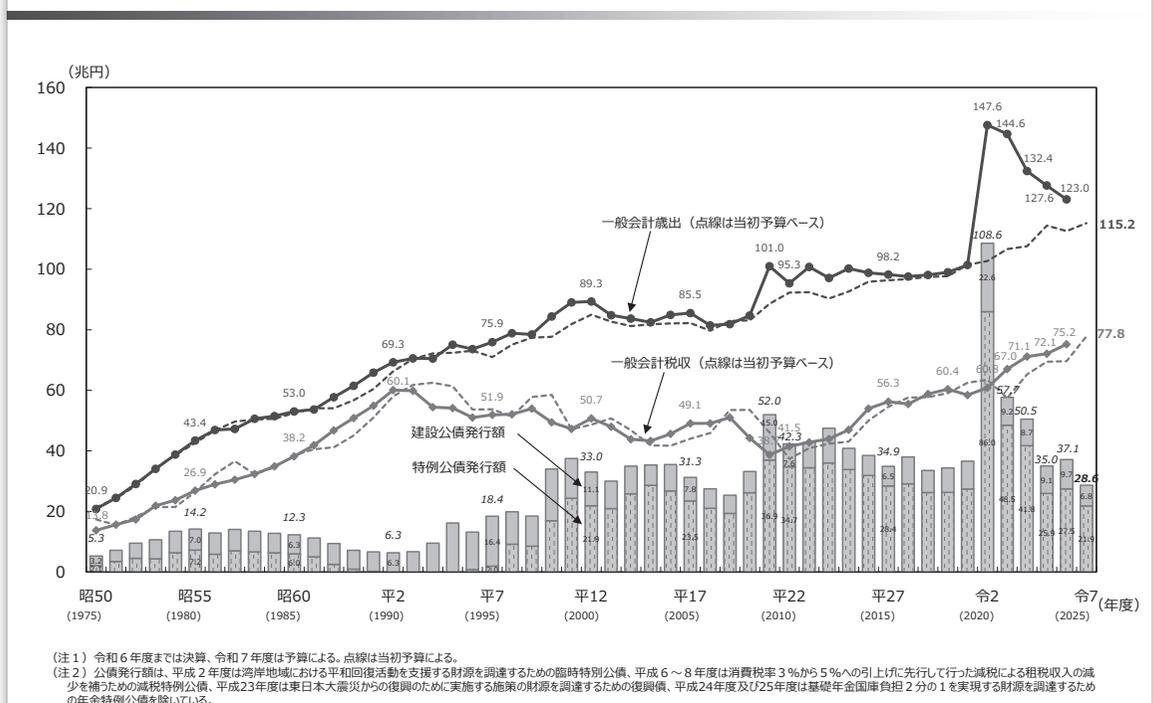
ただ、その5年間の期限は今年度で切れますので、令和8年度以降は特例公債を発行するために改めて法案を国会でご審議いただくことが必要です。

先ほど、バブル期に税収が伸びたと申し上げましたが、この影響もあり、平成2年度は特例公債を発行せずに済みました。

特例公債依存体質からの脱却を掲げ、平成2年度以降数年は、特例公債を発行しない時期がありました。平成7年に円高不況の影響や阪神・淡路大震災へ対処す

■資料1

一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移



るために特例公債の発行に踏み切りました。それ以降は特例公債の発行が続いている状況です。

足元の税収は増えてきましたが、約78兆円の税収に対して、歳出が約115兆円ということで当然足りておらず、公債の発行が必要になります。ここ数年の公債発行額は多少減りつつあります。

昨今、消費税、ガソリンの暫定税率、所得税の基礎控除をどうするのかなど、いわゆる減税が話題に多くあがっています。しかし、現在、我が国の財政は、公債に依存する構造が常態化しており、将来世代への負担の先送りが懸念されている状況です。減税に関する議論の結論は、現時点では見通せませんが、公債依存の構造自体は、自然体では当面の間は継続せざるを得ないと考えられます。

このように財源の確保が伴わないまま、政策全体の議論が進むことは、財政運営上、悩ましい課題です。

いわゆる「失われた30年」と呼ばれるものがありますが、この間、物価も賃金もほとんど変わりませんでした。金利も長期にわたって低下し、低位で張り付いている状況が続きました。足元では徐々に金利が上昇し、金利のある世界になり

つつあります。

一方で、少子高齢化の進行により、社会保障費の増加は避けられません。加えて、金利が長期的に上昇する可能性がある中で、国債残高は約1000兆円に達しています。仮に金利が1%上昇した場合、利払費は単純計算で約10兆円増加することになります。

実際は借換えも徐々に行っているのですが、金利が1%上昇したからといって10兆円すぐに利払費が増加するというものではありませんが、そのぐらいのマグニチュードがあり得るとい話です。10兆円というのは大きな金額です。例えば防衛関係費や文教関係費でも10兆はありません。こういった予算が吹き飛ぶ規模の金額が、利払費で必要となる可能性がないとは言えないのです。減税の議論になりがちですが、こういった財政の状況を考えながら、政策の議論をすることが必要です。

令和7年度税制改正の概要

令和7年度税制改正における重要なポイントには、物価上昇局面における税負担の調整、いわゆる「1003万円の壁」への対応です【資料2】。

まず、所得税の基礎控除については現在の48万円から58万円へと10万円引き上げられます。さらに、給与所得控除の最低保障額も55万円から65万円に引き上げられます。また、学生アルバイトの就業調整に対応するために特別控除を設けることで、「壁」をなくす方向で改正が行われました。

当初、政府案では基礎控除と給与所得控除の最低保障額の各10万円の引上げにより、所得税の課税最低限の103万円から123万円へ引き上げる案を示していました。しかし、法案提出後に衆議院において修正が加えられ、基礎控除の特例が設けられました。これにより課税最低限は160万円まで引き上げられ、納税者の8割強が税負担軽減の対象となります。今回の改正は、この他にも、老後に向けた資産形成の支援や子育て支援に関する政策税制、中小企業の取組みを後押しする税制、スタートアップへの投資促進に向けた環境整備、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置などが大きな柱となっています。また、外国人旅行者向け免税制度の見直しも盛り込まれております。これらの税制改正による増減収見込みについて、最も影響が大きいのが物価上

■資料2

令和7年度税制改正の概要

- 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応
 - 物価動向を踏まえ、所得税の基礎控除を最大48万円から最大58万円に10万円引上げ。
 - 物価上昇や就業調整への対応として、給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に10万円引上げ。
 - 学生アルバイトの就業調整への対応として、19歳～22歳の子の給与収入が150万円までは親が所得控除（63万円）を受けられる特別控除を創設。給与収入が150万円を超えた場合の控除額は段階的に減減。
 - 令和7年末の年末調整から適用。

→ 衆議院修正により基礎控除の特例を創設。（課税最低限を160万円に引上げ、納税者の8割強を対象に税負担軽減）
- 老後に向けた資産形成の支援
 - 確定拠出年金（企業型DC及びiDeCo（個人型確定拠出年金））について、企業年金の有無等によるiDeCoの拠出限度額の差異を解消。
 - 賃金上昇の伸びを踏まえ、会社員（2号被保険者）の共通拠出限度額（企業型DC+iDeCo）を7000円引上げ（月額5.5万円→6.2万円）。この結果、企業年金のない会社員のiDeCoの拠出限度額が2.7倍に（月額2.3万円→6.2万円）。
 - 個人事業主（1号被保険者）についても会社員と同額の引上げ（月額6.8万円→7.5万円）。
- 子育て支援に関する政策税制
 - 住宅ローン控除・住宅リフォーム税制（7年限りの時限措置）、生命保険料控除の拡充（8年限りの時限措置）。
 - 高校生年代の扶養控除等の見直しは、引き続き検討。
- 地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制
 - 地域経済に好循環を生み出していくため、売上高100億円超を目指す中小企業を対象に、中小企業経営強化税制を拡充（対象資産に建物追加）。
 - 軽減税率の特例（15%）を2年延長。同時に、極めて所得が高い企業には一定の見直し（所得10億円超の企業は17%等）。
 - 法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件の見直し（個人版事業承継税制も同様の見直し）。
- スタートアップへの投資促進や「資産運用立国」の実現に向けた環境整備
 - エンジェル税制について、再投資期間を最大で2年間に延長（繰戻し還付制度の創設）。
 - NISAについて、つみたて投資枠のETFの最低取引単位の見直し等により、利便性を向上。
- 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置
 - 安全保障環境が厳しさを増す中、わが国の防衛力の抜本的な強化を行うために安定的な財源を確保するという観点から、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を講ずる。
 - 法人税は、8年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税額から500万円を控除した上で、税率4%（法人税率換算1%程度）の新たな付加税。
 - 所得税は、5年度大綱等を踏まえつつ、引き続き検討。
 - 加熱式たばこの課税については、紙巻たばこの間の税負担差を解消するため、2段階で適正化（8年4月、8年10月）。国のたばこ税率は3段階で引上げ（9年4月、10年4月及び11年4月に0.5円/1本ずつ）。
- 新たな国際課税ルールへの対応
 - 「法人税引下げ競争」に歯止めをかける観点から、国際合意に則り、グローバル・ミニマム課税（最低税率15%）の導入を完了（軽減税所得ルール（UTPR）及び国内ミニマム課税（QDMTT）を法制化）。
- 外国人旅行者向け免税制度の見直し
 - 制度の不正利用に対応するため、リファンド方式に見直し（課税で販売、事後的に消費税相当額返金）。
 - 免税店の事務負担軽減や外国人旅行者の利便性向上の観点から、免税販売要件の見直し。

昇局面における税負担の調整と就業調整への対応、いわゆる「103万円の壁」への対応によるものです。政府案での減収見込額は5830億円でしたが、衆議院での法案修正で設けられた基礎控除の特例による減収見込額は6210億円となります。これらを合わせ、合計でおおよそ1・2兆円超の減収見込みとなっています。防衛力強化のための財源確保については、もともと政府はおおよそ1兆円強を税制措置によって確保する方針を示しておりました。今回、防衛特別法人税の創設やたばこ税の見直しにより、平年度ベースでおおよそ1兆円弱の財源が確保できる見込みです。残りの部分は所得税になります。こちらについては引き続き検討することとされています。

2. 基礎控除等の引上げ

いわゆる「103万円の壁」と呼ばれるものについてご説明します。税制改正前は、本人の年間の給与収入が課税最低限である103万円を超えた場合、本人に所得税が段階的に賦課されます【資料3】。給与収入が104万円になった場

合、税金を払い始めなければいけないという心理的な壁としての要素はありますが、103万円を超えた104万円との差額1万円に所得税がかかるということですので、突然手取り収入が逆転するわけではありません。

一方で「106万円の壁」、あるいは「130万円の壁」と呼ばれているものは、社会保険料に関するものです。こちらに関しては、106万円、130万円といった「壁」を超えると、急に社会保険料の負担が上がり、「壁」を超える前後で手取り収入の逆転が起こります。

今回、「103万円の壁」を引き上げましたので、心理的な壁が160万円に引き上げられました。130万円を超えるところまで課税最低限を引き上げているので、税制面では名実ともに「壁」が解消されています。また「106万円の壁」も実質的にはなくなりました。残っているのは「130万円の壁」ですが、税制ではなく、社会保険料の議論の範疇のものであります。

課税最低限を令和7年度改正以前のもので整理すると、「103万円」という数字は、単身で扶養親族がない場合を前提としたものです。具体的には、基礎



■資料3

いわゆる「年収の壁」のポイントと見直し

概要（見直し前）

ポイントと見直し内容

103万 (税) ↓ 対応	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本人の年間の給与収入が103万円を超えた場合、本人に所得税が段階的に賦課される ▶ 扶養される側（例 学生）の年間給与収入が103万円を超えた場合、扶養する側（例 学生の親）が（特定）扶養控除を受けられなくなる ※扶養される側が配偶者の場合、控除はなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本人の手取り収入は減少しない ⇒ 160万円への引上げにより、「103万円の壁」を名実ともに解消 ▶ 世帯の手取り収入は減少 ※配偶者の場合、手取り収入は減少しない ⇒ 手取り収入が減少しない仕組みを創設
106万 (社保) ↓ 撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者））が、以下の全ての要件を満たす場合、厚生年金・健康保険に加入（保険料を負担）し、扶養から外れる ・雇用契約時の所定内賃金（注1）が月8.8万円（年106万円）以上 ・週の所定労働時間が20時間以上 ・従業員50人超の企業に勤務 ・学生ではない 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 厚生年金・健康保険の保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取り収入が減少 厚生年金や健康保険の傷病手当金等の給付が上乘せ ⇒ 雇用契約時の所定内賃金が月8.8万円（年106万円）以上という、いわゆる「106万円の壁」と呼ばれる賃金要件を撤廃（注2） ⇒ 企業の規模に関する要件も段階的に撤廃
130万 (社保)	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 扶養される側（被扶養配偶者（第3号被保険者）（注3））の年間収入見込み額（給与所得以外の収入も含む）が130万円以上（注4・5）となる場合、国民年金・国民健康保険に加入（保険料を負担）し、扶養から外れる 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国民年金・国民健康保険の保険料負担が生じるため、壁を超える前後で手取り収入が減少 ▶ 被扶養配偶者（第3号被保険者）であったときと給付面は変わらない
150万 (税) ↓ 160万	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 扶養される側の配偶者の年間給与収入が150万円を超えた場合、扶養する側に適用される配偶者特別控除が段階的に減少する 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 世帯の手取り収入は減少しない ⇒ 基準を160万円へ引き上げ

（注1）毎月支払われる基本的な賃金を指し、時間外手当や家族手当、通勤手当、賞与などは除く。

（注2）最低賃金の状況を踏まえ、令和7年6月から3年以内に撤廃（最低賃金が時給1,016円以上となると週20時間以上働く方の賃金が月8.8万円以上となり、賃金要件の意味が実質的になくなる。）

（注3）健康保険の場合、扶養される側には配偶者以外に三親等以内の親族まで含まれる。その場合、年金は第1号被保険者となる。

（注4）今後1年間の収入を見込む際には、例えば、認定時（前回の確認時）には想定していなかった事情により、一時的に収入が増加し、直近3か月の収入を年取に換算すると130万円以上となる

場合であっても、直ちに被扶養者認定を取り消すのではなく、過去の課税証明書、給与明細書、雇用契約書等と照らし、総合的に将来収入の見込みを判断することとしている。

（注5）人手不足による労働時間延長等に伴い一時的に収入が130万円を超えても、事業主の証明があれば、連続2年までは引き続き扶養にとどまることが可能（年収の壁・支援強化パッケージ）

控除48万円に給与所得控除55万円を加えることで、合計103万円となります。この仕組みが、今回の改正によって123万円、さらに法案修正により最終的には160万円まで上がったという経緯があります。もちろん、配偶者控除や特定扶養控除等がありますので、家族構成が変わると、課税最低限は変わります。夫婦共働きで、大学生の子どもが一人いる場合、社会保険料控除を除くと、課税最低限は約240

万円になります。

課税最低限については、社会保険料控除を除いた金額で議論されることが多くなっています。社会保険料を支払っていない方もいらっしゃいますし、分かりやすさの点からはそれでもよいのかもしれませんが、今や課税最低限は160万円となっており、これに社会保険料控除を含めると、実は基礎控除等の合計はさらに高い金額となっています。

また、今回の改正の大事なポイントの一つに、大学生年代の子の親への特別控除の創設があります。改正以前は、「扶養される側」の給与収入が103万円を超えた場合、「扶養する側」の税負担が一度に増加し、世帯の手取りが逆転するということがありましたが、今回の改正で、配偶者控除と同様の制度を創設し、こういった問題に対処しました。

3. 暫定税率

自動車関係諸税は、国税と地方税があります。車体課税と燃料課税の2つからなっており、車体課税の中身は、自動車重量税と自動車税、軽自動車税となつて

います。これらを合わせるとおよそ3兆円弱の税収になります。燃料課税は、石油ガス、揮発油税等、軽油引取税からなり、合わせるとおよそ3兆円超の税収になります。

揮発油税等及び軽油引取税には「当分の間税率」、いわゆる上乘せ分があり、この部分の税収は揮発油税等が約1兆円、軽油引取税がおよそ5000億円弱となります。暫定税率を廃止すると、これらの部分の合計約1・5兆円分の税収がなくなるようになります。

この暫定税率の歴史を振り返ると、もともとは道路特定財源として道路整備のために導入されたものです。しかし、無駄遣いではないかという議論を受け、平成21年に一般財源化されました。当時の民主党政権は暫定税率の廃止を掲げましたが、財政状況の厳しさや地球温暖化対策の必要性から、現実路線に転換し、期限を設けない「当分の間税率」として継続されることになりました。

昨年来、いつまでも「暫定税率」を続けることへの疑問の声や、物価高騰や地方の生活実態を踏まえ、暫定税率を廃止すべきだという議論が再び出ているところです。

4. 消費税の議論

税率変更に伴う実務上の課題

最後に、消費税についてお話しします。消費税の税率変更には、いくつか実務上の課題が伴います【資料4】。例えば、税率引下げ前の買い控えと引下げ後の反動など、消費税を上げた時と逆のことが起きる可能性がある、と考えていただければと思います。

また、仮に物価高対策として消費税率を引き下げると、事業者は原材料が上がり、価格も上げたい状況にも関わらず、税率引下げ相当分の価格引下げを求められ、B to Bではいわゆる「買い叩き」が起きる可能性があります。また、免税事業者においても、消費税引下げ分の値下げを求められ、利益が減る可能性があります。また、POSレジのシステム対応にも相当の時間がかかります。

さらに、軽減税率のみ引き下げられる場合には、外食とテイクアウトとで税率の差が拡がり、外食産業に影響が出る可能性があります。また、標準税率で仕入れ、軽減税率で販売する、という場合には、



■資料4

税率変更に伴う実務上の課題

- 我が国では、消費税の税率変更は適切に価格に反映されることが重要。消費税の税率変更に事業者が対応するためには、税率変更を踏まえた価格改定やシステム改修等の対応が必要。

(注) 過去の税率変更時(3→5%、5→10%)は消費税転嫁対策特別措置法を制定するなど、転嫁拒否等の行為の取締り等、円滑かつ適正な価格転嫁を実現するための各種施策を実施。

- こうした対応には十分な準備期間が必要となることから、過去の税率変更時は、改正法公布から少なくとも1年半の期間において施行。

税率を引き下げる場合

- ① 価格改定等の対応
- ② 買い控え・駆け込みと反動
- ③ 価格転嫁
- ④ 免税事業者に与える影響
- ⑤ 各種システムの設定変更・改修



軽減税率のみ引き下げる場合

(追加的課題)

- ⑥ 税率差が大きくなることによる影響
- ⑦ 事業者の資金繰りに及ぼす影響

仕入れ時の消費税は変わらない一方で、販売時の消費税は減るので事業者の資金繰りに影響が出る可能性があります。

消費税率の
引下げによる減収

消費税は、社会保障費に充当されることになっていきます。現在でも社会保障費をすべて消費税で賄えているわけではありませんが、消費税は貴重な財源です。仮に税率を引き下げるのであれば、社会保障財源に穴が開けばどうなるのか考える必要があります。

令和7年度予算

では、消費税は所得税や法人税を超える最大の収入項目であり、その規模は国地方合わせて約31・4兆円に達します。1%あたりの消費税収は、標準税率分で約2・7兆円、軽減税率分で約0・6兆円となります。仮に食料品を含む軽減税率対象品目の税率を全てゼロとすれば、年間で約5兆円の減収です。

さらに、これが仮に時限措置だとしても、一度下げた税率を上げることは非常に難しいことです。時限措置が長く続くことになれば、毎年約5兆円の財源不足が生じるといふ事態も想定しなければなりません。また、消費税は地方交付税の原資でもあり、地方の取り分もあります。このため、地方財政への影響も避けられません。

以上、「税制の当面の諸課題」をテーマにお話しさせていただきました。最後になりますが、財務省では、今後も税に対する理解をさらに深めていただくためにさまざまな取り組みを行ってまいります。引き続きご協力、ご支援のほどよろしくお願ひ申し上げます。本日は、ご清聴いただきましてありがとうございます。

(構成／TKC出版 垂澤水吉)